

第 17 回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和 4 年 12 月 5 日（月）17 時 15 分～17 時 30 分

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席者：

松野内閣官房長官、野村農林水産大臣、
秋葉復興大臣、林外務大臣、藤丸内閣府副大臣、
尾身総務副大臣、井上財務副大臣、中谷経済産業副大臣、
尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、
古川国土交通大臣政務官、
藤井内閣官房副長官補、水野農林水産省輸出・国際局長

4. 議事概要

○ 農林水産省から、農林水産物・食品の輸出の状況と課題（資料 1）について、
以下のような説明があった。

<資料 1、5 兆円目標に向けた更なる取組の強化について>

- ・ 2022 年の農林水産物・食品の輸出額は、1 月から 10 月までの 10 カ月間で
1 兆 1,218 億円となり、昨年よりも 1 ヶ月早いペースで 1 兆円を突破した。
- ・ 輸出額の月別推移においても、全ての月で過去最高を更新している。
- ・ 品目別、国・地域別の輸出状況については、資料右側を御参照願いたい。
- ・ 前回の会議において、予定を前倒して、年内に 10 品目以上の認定を行うこ
ととされた、品目団体については、本日、新たに 11 品目 4 団体が認定され、
合計で 15 品目 7 団体の認定を行うことができた。
- ・ 今後は、認定された品目団体を中心に、オールジャパンによる輸出促進を
強力に展開してまいる。
- ・ また、日本文化の象徴として海外で人気の高い「錦鯉」を新たに輸出重点
品目に追加した。
- ・ 輸出向けの生産を行う産地はまだ少数であるため、①都道府県や J A、地
域商社などの連携による輸出推進体制の構築、②有機農法や耕作放棄地の活
用による生産方法への転換や混載等の集荷方法への転換による大ロット輸出
産地の形成に取り組んでまいる。

- ・ 育成者権者に代わって、海外での品種登録や侵害の監視などを行う、「育成者権管理機関」の設立に向け、農研機構を中心とする関係者が連携し、来年度から、海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手する。
 - ・ また、加工食品など輸出向け製品の登録を促進する観点から農林水産物・食品のG I制度の運用を見直しており、この更なる活用によりジャパンプランドとしての販路開拓を推進する。
 - ・ 海外需要の把握、商流構築などを行う、輸出支援プラットフォームについて、都道府県と連携するためのフォーラムを設置し、都道府県による海外プロモーションの、より効果的な実施を図る。
 - ・ そのほか、① 輸出とインバウンドの相乗効果の発揮や② 食品表示制度の見直し、などを進めてまいる。
- 説明に対する質問、意見はなかった。
- 次に、林外務大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 昨年より1ヶ月早く1兆円を達成したことは大変喜ばしい。更なる農産品の輸出拡大を実現する上では、各国・地域による輸入規制の早期撤廃が重要。私自身、これまでの二国間（バイ）会談の際、外務大臣として及び元農水大臣として、常に日本産食品の安全性について説明し、早期撤廃を働き掛けてきた。今後も、早期完全撤廃に向け、粘り強く働き掛けを行っていく。
 - ・ また、輸出支援プラットフォームについて、在外公館も、ジェトロやJ F O O D O 等他の構成員と連携しながら、積極的に貢献しているところ。引き続き、更なる輸出拡大に向け効果的な活動を行っていく。
- 次に、秋葉復興大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 放射性物質に係る日本産食品等の輸入規制の撤廃の動きについては、見直し時期を迎えているEU等をはじめとして、依然として規制を維持している国・地域に対し、引き続き撤廃に向けた働き掛けを強化する必要がある。
 - ・ 私自身も、機会が許せば被災地の思いを受け止めて、まだ規制を撤廃していない国・地域に対して、直接働き掛けをしてまいりたい。

- ・ 関係省庁の皆様におかれても、より一層の御協力をお願い申し上げます。
- 次に、本田厚生労働大臣政務官から、以下のような発言があった。
- ・ 厚生労働省としては、これまでも、輸出の際に必要となる食肉輸出施設の認定について、農林水産省や自治体等と連携し、施設整備の段階から事業者と協議を行い、新規認定を目指す事業者の取組等を支援してきた。
 - ・ 最近は、国際的な人の往来が再開されたことに伴い、輸出先国からの査察が活発化しており、その受入れに対応するとともに、輸出解禁に向けた協議や施設認定にも積極的に取り組んでいる。
 - ・ 厚生労働省としても、農林水産物・食品の輸出額について、2025年までに2兆円という目標を前倒しで達成できるよう、現場の方々の御意見を伺いつつ、引き続き、食品安全を所管する立場から貢献してまいりたい。
- 次に、尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官から、以下のような発言があった。
- ・ 消費者庁としては、今回、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しの方角性が位置付けられることを踏まえ、今後見直すべき事項や見直しの手順等について、消費者委員会の御意見もお聴きしながら、見直しに関する工程表の作成に着手してまいりたい。
 - ・ 農林水産省、厚生労働省、財務省を始め、食品表示に関する関係府省庁におかれては、本見直しへの御協力をお願いしたい。
- 次に、井上財務副大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 日本産酒類の輸出金額については、昨年に初めて1,000億円を超えたところだが、今年に入っても好調に推移しており、既に10月までに昨年の金額を超えた。これも、酒類事業者の皆様へ輸出促進に向けた様々な取組を行っていただいた成果であり、関係省庁の皆さまの御協力の賜物である。この場をお借りして心から感謝申し上げます。

- また、財務省・国税庁としては、日本産酒類の輸出促進に取り組むため、改正輸出促進法に基づき、①日本酒、②本格焼酎・泡盛の認定品目団体として、本日付で「日本酒造組合中央会」を認定したところ。
 - 今後とも、より一層、関係省庁や認定品目団体との連携を深め、総合経済対策に盛り込まれた施策を実施し、日本産酒類の輸出促進に取り組んでまいりたい。

- 次に、中谷経済産業副大臣から、以下のような発言があった。
 - 経済産業省としては、総合経済対策の一環として、中小企業1万者の海外展開を支援する。農林水産物・食品も対象に、事業計画の策定や商品の開発から販路開拓までを一気通貫で支援していく。
 - 輸出とインバウンド消費の相乗効果を狙い、日本政府観光局のSNSの外国人フォロワーに対し、JETROの特設ECサイトを紹介し、そこへの誘導を行う。
 - 経済連携協定に係る原産地証明書については、生鮮品に係る手続の迅速化のために、本年11月から、生鮮野菜や果実の証明書の記載事項を簡素化したところであり、その周知に努めるほか、原産地証明の一層の電子化に向け、輸出先国への働き掛けを進める。
 - 引き続き、関係省庁・機関と連携し、輸出目標の前倒しでの達成に貢献してまいりたい。

- 次に、古川国土交通大臣政務官から、以下のような発言があった。
 - 国土交通省においては、①輸配送の共同化や輸送網の集約などによる物流の効率化、②輸出拠点となる空港や港湾への支援を通じた国際物流ネットワークの構築、③我が国の質の高いコールドチェーン物流サービスの海外市場参入を促進するための資金支援や国際標準化などを進めているところ。
 - また、新たな取組として、JETRO、JFOODOは、日本政府観光局（JNTO）と連携に関する覚書を締結することとしており、これによりインバウンド消費と日本の農林水産物・食品の輸出市場を相乗的に拡大することも目指している。

- ・ 引き続き、関係省庁とも連携しながら、農林水産物・食品の輸出拡大に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。
- 最後に、松野官房長官より以下のような発言があった。
- ・ 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、本年1月から10月までの10カ月間で、1兆1,218億円となり、昨年より1カ月早いペースで1兆円を超えたが、円安を活かしてさらに輸出を拡大し、「稼ぐ力」を最大限に引き出す必要がある。
 - ・ このため、「輸出拡大実行戦略」を改訂することを決定し、我が国の輸出力のさらなる強化を図る。
 - ・ 具体的には、品目団体の認定については、本日までに15品目7団体の認定が行われた。今後は、当該団体を中心に、速やかにオールジャパンによる輸出促進を展開していただきたい。
 - ・ また、関連省庁連携のもと、①新たに地域密着型の輸出推進体制を構築し、先進的な大規模輸出産地の育成、②育成管理賢者に代わり知的財産権を管理する育成権管理機関の設立、③都道府県の海外プロモーションをより効果的に実施するための枠組みの設置などについて、取り組んでいく。
 - ・ 今後とも、「輸出拡大実行戦略」を政府一丸となって実行し、輸出を更に伸ばすことで農林水産業の成長産業化を図り、地域経済を活性化していく。関係閣僚の引き続きの御尽力をよろしく願います。

(以 上)